

団体協約の現状と活用方法

弁護士
石山修平¹ Shuhei Ishiyama

I はじめに

「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）²（以下「骨太方針」という。）の第1章1（1頁）においては、重層的な取引構造となっている業種を含め、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁が行われるよう、官民双方で取組をさらに強化することによって、物価上昇を上回る賃上げを定着させていく旨明記されている。その後、価格転嫁は順調に進んでいるものの、完全に価格転嫁を実現することができているというわけではない。中小企業庁が定期的に実施している「価格交渉月間フォローアップ」の「価格交渉促進月間（2025年9月）フォローアップ調査結果³」（以下「転嫁調査」という。）によれば、コスト全般における価格転嫁率⁴は53.5%⁵との結果になっており、コスト要素別にみると、原材料費が55%、エネルギー費が48.9%、労務費が50.0%という結果になっている⁶。数値的には相当転嫁が進んでいるように思えるが、まだ道半ばといった状況である。

今後も、十分な価格転嫁の促進に向けてより一層の取組が必要であるところ、中小企業の価格転嫁が困難である理由の一因としては、取引事業者間での「交渉力の格差」が存在していることが考えられる。そして、交渉力の格差を穴埋めするためには、中小企業同士が共同で取引先と価格交渉・価格改定をすることも想定されるところ、中小企業等協同組合法（以下「中協法」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（以下「中団法」という。）において、中小企業を対象として⁷、組合員同士で共同して価格改定に関する協約を締結することができる制度についての規定が設けられている。具体的には、中協法においては、同法第9条の2第1項第6号及び第9条の9第1項第8号において事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会が、その組合員の取引先と当該組合員との間の取引条件に関する取り決めを行う「団体協約」についての定めがあり、同法第9条の2第12項において、当該協約締結のための団体交渉に関する定めが設けられている（協同組合連合会においては、同法第9条の9第5項にて準用している）。中団法においては、同法第17

1 弁護士法人協和総合パートナーズ法律事務所所属。なお、筆者は、全国中小企業団体中央会が主催する「団体協約制度普及検討研究会」の委員にも就任しているが、本稿の記載はいずれの団体の見解を示すものではなく、あくまで筆者の見解である。

2 https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2024/2024_basicpolicies_ja.pdf

3 https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/dl/202509/result_01.pdf

4 ここでいう「価格転嫁率」とは、コスト全体の高騰価格に対して、いくら転嫁ができたか、というものである。例えば、コストが全体で単価当たり100円上がっており、単価が50円増加することができた場合には、転嫁率は50%ということになる。

5 前掲注（3）7頁参照

6 前掲注（3）9頁参照

7 業種別の組合については、農業協同組合法、内航海運組合法等に基づく団体協約制度がある。